第4編
情報社会と情報モラル

第1章　情報システムと人間
第2章　情報社会の光と影
第3章　後日（2学期）
第4章　情報社会における法と個人の責任

知的財産権（産業財産権・著作権）

関連：pp.154-158

知的財産（無体財産）　知的創造活動によって生み出された財産的価値を有する情報（物としての財産ではない）

知的財産基本法　2002年(h14)12月公布,2003年3月施行

知的財産権（無体財産権，知的所有権）　産業財産権　著作権　その他

知的財産権侵害例
著作権等解説
著作物の利用

産業財産権（特許庁）
- 工業製品等の発明やアイデア等を保護する権利
- 利用者は使用料を支払わなければならない
- 方式主義：特許庁に申請（登録）が必要

4つある！

著作権（文化庁）
- 創造的な著作物に関する著作者の権利
  （↑文芸，学術，美術，音楽等で思想や感情等を表現したもの）
- 無方式主義：著作物の創作と同時に権利発生（申請不要）

産業財産権（工業所有権）

関連：pp.154-155

特 許 権	自然法則を利用した，新規性のある，産業上有用な発明に対する，最長20年間の独占権	特許法
実用新案権	物品の形状・構造・組み合わせに関する考案(小発明)に対する，最長10年間の独占権	実用新案法
意 匠 権	美観・新規性・創作性のある物品の形状・模様・色彩に関するデザインを，最長25年間保護	意匠法
商 標 権	商品・サービスに使用するマーク(文字・図形・記号・立体的形状・色彩・音等)を登録して保護 ⇒ 10年ごとに更新可能	商標法

知的財産権の分類とことばの確認

関連：pp.154-156

- **知的財産権**
  - **産業財産権**（産業に関する権利）
    - 特許権　発明　20年(一部25年)
    - 実用新案権　アイデア　10年
    - 意匠権　デザイン　25年
    - 商標権　名称・マーク　10年(更新可)
  - **著作権**（文化・芸術に関する権利）
    - 著作権（著作者の権利）
      - 著作権(財産権)：著作者の金銭的利益を守る権利
      - 著作者人格権(人格権)：著作者の精神面・気持ちを守る権利
    - 著作隣接権（著作物の伝達者の権利）
      - 財産権（実演家の金銭的利益を守る権利）
        - 許諾権
        - 報酬請求権
      - 実演家人格権：実演家の精神面・気持ちを守る権利
  - **その他**

全て70年 2018/12/30～

教科書 pp.180-183 も確認しておこう！

著作権法の「ねらい」と「詳細な分類」

関連：pp.155-156

情報社会 ⇒ 文章,音楽,絵画,写真,映像作品等を個人が容易に発表(発信)できる　※ 他者が勝手に使用・複製・改変：NG

著作権法
- 著作者の権利保護が,著作物の創作を促す ⇒ 文化が発展
- 著作者と利用者の，利益バランスを調整

- **著作権**
  - 著作権（財産権）：複製，上演，演奏，上映，公衆送信，口述，展示，頒布，譲渡，貸与，翻訳，翻案（「権」省略）
  - 著作者人格権：公表権，氏名表示権，同一性保持権（一身専属・半永久的）
- **著作隣接権**
  - 財産権：著作物を公衆に伝達する人の権利（録音・録画，放送・有線放送，譲渡，等．．．）
  - 実演家人格権：氏名表示権，同一性保持権（一身専属・半永久的）

12個と3個，覚えよう！

著作物の利用

関連：p.157

著作権管理の例	音楽利用はJASRAC(日本音楽著作権協会)が窓口 Japanese Society for Rights of Authors, Composers and Publishers
自由利用マーク 著作物利用促進のために文化庁が制定	コピーOK　障害者OK　学校教育OK
クリエイティブ・コモンズ	
オープンソース	プログラムのソースコード公開 ⇒ 誰でも改良等可
他	授業・私的複製・図書館・障害者用・試験問題・非営利(条件有)等

著作物の引用・参照

関連：p.158

著作物を使用したい。どうすればよいか？

◆ 著作者の権利の尊重は大切だが，著作物の正当な利用は妨げられない。
⇒ すなわち，**適切な引用や参照**は，積極的に行うとよい。

引用　自分の著作物に，他者の**著作物の一部を取り入れる**こと
- 引用する必要性，必然性があること
- 正当な範囲内（必要最小限，かつ本文が主で，引用部分が従）
- 著作物の出所(出典)を明示・・・・教科書「出典の例」を確認せよ
- 変更は一切不可
- 本文と引用部分を区別できるようにする（カッコ「」をつける等）

参照　自分の著作物に，他者の著作物の**名称や特定の箇所を示す**こと

転載　引用の範囲を逸脱　⇒　著作者の**許諾が必要**
- 盗用・剽窃にならないよう，慎重な行動が大切！

個人情報・プライバシー等

関連：pp.159-160

- **個人情報** ・・・個人の特定・識別につながる情報
- **肖像権** ・・・ 承諾なしに（みだりに）顔や姿を撮影されない自由
- **プライバシー** ・・・ 他人に知られたくない私的な事柄
- **プライバシー権**
  - **・古典的プライバシー権**・・・他人に知られたくない私的な事項をみだりに公表されない権利，私生活の平穏を享受する権利
  - **・積極的プライバシー権**・・・自分に関する情報を自ら管理する権利
- **パブリシティ権** ・・・ 有名人の名前・肖像等は経済的価値あり（財産といえる）

⇒ 使用・公開等を制限できる権利

教科書pp.159,160の「まとめ」もしっかり読んでおこう！

個人情報・肖像権・プライバシー権・パブリシティ権
（← 一部，誤解を招きそうなところがあるが・・・）

個人情報保護法

関連：pp.159,182-183

個人情報の保護に関する法律（2003一部施行,2005全面施行）

個人情報：個人の特定（識別）につながる情報
- 基本4情報：　氏名・住所・性別・生年月日
- 他：電話番号・年齢・国籍・職業・学歴・資格・資産・借金等

個人情報を取り扱う場合の義務等
- 本人に対し，利用目的を明確にする
- 個人情報取得時，利用目的の明示と本人の了解が必要
- 安全な管理（流出，盗難などを防止）
- 本人が閲覧可能，申し出により訂正可能等の，透明性確保
- 犯罪捜査協力等を除き，同意を得ずに第三者に提供しない